

令和7年第8回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和7年8月18日（月）開会：13時30分閉会：14時00分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 2階 共用会議室F

3 出席者の氏名

教	育	長	厚	東	和	彦
委		員	松	田	福	美
委		員	吉	本	妙	子
委		員	片	山	研	治
委		員	岡	寺	政	幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教	育	部	長	十	楽	さゆり						
教	育	部	次	長	小	川	亮					
教	育	政	策	課	長	"						
生	涯	学	習	課	長	神	杉	朋	史			
人	権	教	育	課	長	山	本	孝	二			
学	校	教	育	課	長	稻	垣	宏	美			
学	校	給	食	課	長	河	村	武	志			
中	央	図	書	館	長	有	間	博	司			
新	南	陽	総	合	出	張	所	次	長			
熊	毛	総	合	出	張	所	次	長	坂	本	和	也
鹿	野	総	合	出	張	所	次	長	坂	本	俊	彦

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐	大	竹	新	人
教育政策課主査	中	尾	歩	美

6 議事日程等

日程	件名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	報告第17号	周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
3	議案第21号 周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について（周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定）	
4	議案第22号 令和7年度周南市一般会計補正予算要求について	

7 委員会協議会

(1) 共催及び後援大会等一覧表・・・(該当課)

※資料 当日配付

1 会議録署名委員の指名について

教育長

ただ今から「令和7年第8回教育委員会定例会」を開催いたします。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。

本日の会議録署名委員は、岡寺委員さんと吉本委員さんにお願いいたします。

2 周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

教育長

それでは、日程第2、報告第17号「周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは議案書1ページ、報告第17号「学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものであります。

本協議会は、周南市学校運営協議会規則により、学校運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関とし、保護者及び地域住民等による学校運営への参画・支援・協力を促進することにより、地域に開かれた信頼される学校づくりに努めることを目的に設置されております。

今年度の周南市学校運営協議会委員については、6月定例会で解嘱・委嘱の報告をさせていただきましたが、この度、学校運営協議会委員2名が、年度途中の変更となりましたので、その解嘱・委嘱を追加で報告いたします。

議案書2ページをご覧ください。

久米小学校について、令和7年5月31日付で1名解嘱し、新たに1名委嘱いたしました。

新たに委嘱されました委員の任期につきましては、周南市学校運営協議会規則第5条のただし書きにより、前任者の残任期間とされますことから、残りの期間であります令和7年6月1日から令和8年3月31日までの期間となります。

なお、委員交代についての情報を把握することが遅れたため、このたびの報告となりました。以上で報告を終わります。

教育長

それでは、この件につきまして、何か質問がございますか。

吉本委員

情報を把握することが遅れたという話でしたが、交代があった場合の報告方法について、学校運営協議会で定めがあるのでしょうか。

中央図書館長

厳密な期間設定はありませんが、委員等の交代があった場合には、速やかに学校運営協議会事務局である学校から教育委員会へ報告するように伝えています。

吉本委員

速やかにという表現は、非常に曖昧なため、次回の会合までになど期限と報告先を明確にしてお

くと、運営がスムーズになるのではないかと思います。検討をお願いします。

教育長

よろしくお願ひいたします。そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第17号を承認いたします。

教育長

ここでお諮りいたします。

続いて、日程第3、議案第21号 「周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について (周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定)」 及び日程第4、議案第22号「令和7年度周南市一般会計補正予算要求について」の2件つきましては、市長に申し出る案件でございまして、議会への周知前でもあり、適切な審議確保の観点から、「周南市教育委員会会議規則」第7条第1項「教育委員会の会議は、これを公開する。ただし、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決されたときは、秘密会にすることができる。」の規定により、秘密会としたいと思います。

教育長

これより採決を行います。

議案第21号及び議案第22号の審議を、秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(教育委員全員が挙手)

教育長

それでは、議案第21号及び議案第22号の審議を、秘密会とすることに決定しましたので、これより秘密会にて行います。

3	周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について (周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定)
---	---

教育長

それでは、日程第3、議案第21号 「周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について (周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定)」を議題とします。

この件につきまして、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案第21号「周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について」説明いたします。

議案書3ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号によるものです。

この度の条例改正は、令和7年10月1日に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され

ることに伴い、改正条項を引用している条例4件について、所要の改正を行うものです。

生涯学習課においては、所管する放課後児童クラブ事業に関する「周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改正の必要が生じております。

6ページをご覧ください。

新旧対照表でお示ししておりますように、第12条の「法第33条の10各号」を、「法第33条の10第1項各号」に改正いたします。

これは、児童福祉法の一部改正により、虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴い、条項が追加になったことによるものです。

なお、『保育所等』に放課後児童健全育成事業が含まれており、本事業も通報義務等の対象として追加されておりますことから改正するものです。

以上で、説明を終わります。

教育長

それでは、この件につきまして、何か質問がございますか。

松田委員

児童福祉法第33条の10第1項各号について、簡単に説明していただけますか。

生涯学習課長

各号に掲げる行為として、

- 1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

この4項目になっています。

松田委員

ありがとうございます。今の内容については、社会的ニュースでも取り上げられており、法改正により整備され、放課後児童クラブでどのように周知していくのか、どのような研修を実施するのか、予定があれば教えてください。市職員、会計年度任用職員等様々な立場の方が関わっているため、周知していく必要があると思います。

改正内容に著しくという言葉が付いているのですが、厳しい言語や強制的な対応など著しくの手前の行為は、比較的学校等でも気を付けているのですが、最近さまざまな特性が見られることが増えており、現場では対応に苦慮しているという声をよく聞きます。中には、強い言葉で指示すれば通じやすいといった誤った認識のもとで対応してしまい、結果としてその言動がエスカレートしてしまうケースもあります。

こうした視点が示されたこと自体は非常に重要ですが、どのように周知し、運用していくかについては、教育現場でもしっかりと考えていく必要があると感じています。

生涯学習課長

現在、放課後児童クラブでは、支援員と補助員という会計年度任用職員によって、現場の運営を行っております。この支援員と補助員に対して、年1回以上開催している連絡協議会があり、その際に様々な研修を行っているところです。今年度のすでに1回開催しており、児童虐待に関する研修と行いました。

通報義務は、これまでもありましたが、今回の改正は、現場から教育委員会を通さず直接児童相談所又は市あんしん子育て推進課に通報するという内容だと把握しています。通報ルート等体制を整える必要があると考えております。

引き続き研修等でしっかり周知していきます。

松田委員

今年実施した研修の具体的な内容を教えてください。

生涯学習課長

児童相談所職員O Bを講師として招き、講演会形式で、児童虐待のケースなどを説明していただきました。

松田委員

児童虐待にあたる行為が具体的にどのようなものかということを知るところから共通理解していくことが必要だと思うので、そのような講演会を開催していることは大変ありがとうございます。

先ほどの直接通報ですが、学校現場でも同様で、助かるこどももいれば、逆に虐待について確認するうえでの配慮が必要な場合もあり、かなり神経を使う内容です。

ただし、こどもの立場を守るうえで大変重要なことですので、実態を教育委員会としてしっかり把握していただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、言葉が少し強くなると、全体の雰囲気も厳しくなり、特定の子どもに対応が集中してしまうケースがあると聞きます。こうした環境の中で育つ子どもへの対応は、なおさら丁寧に行う必要があると感じています。

教育長

よろしいでしょうか。それでは議案第21号を決定いたします。

4	令和7年度周南市一般会計補正予算要求について
---	------------------------

教育長

続きまして、日程第4、議案 第22号「令和7年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件につきまして、最初に生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

それでは、生涯学習課所管の補正予算についてご説明します。

議案書は10ページをお願いいたします。

「総務費」、「総務管理費」、「諸費」の「補助金等返還金（生涯学習課）」1千76万6千円の増額でございます。

これは、生涯学習課が所管しております児童クラブ事業について、令和6年度の事業費が確定したこととに伴い、国及び県から交付を受けていた補助金を清算し、返還が生じたものございます。

以上で説明を終わります。

教育長

続きまして、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

学校給食課所管分の補正予算についてご説明いたします。

近年の物価高騰の影響を受け、様々な食料品が値上がりするなか、これまで献立や食材の選定を工夫するなどして、給食の質及び量を維持し、こどもたちに安全安心な学校給食の提供をしてきましたが、牛乳、パン、お米をはじめとした食料品全般の価格が高騰しており、現在の給食費での献立作成は、非常に厳しい状況となっています。

この度、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が活用できることになり、この交付金を積極的に活用することで、物価高騰した給食材料費を抑制し、安全安心でおいしい学校給食を提供していきたいと考えておりますことから、9月補正予算を計上しようとするものです。

10ページをお願いします。

歳出でございますが、「保健体育費」、「学校給食費」、説明欄の「物価高騰対策費（学校給食材料費高騰対応分）」で「需用費・給食材料費」5千455万3千円です。

高騰する給食材料費の増額分は、一人1食あたりの見込み額は小学校が25円、中学校が30円で、現在、一人1食あたりの単価は、小学校が275円、中学校が320円ですが、交付金の補填により、年間を通して小学校は、一食あたり300円、中学校は350円の単価で運用してまいります。

9ページをお願いします。

歳入でございますが、「国庫支出金」、「国庫補助金」、「教育費国庫補助金」、「保健体育費補助金」、説明欄の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（学校給食課）」の「臨時交付金」は、3千573万5千円です。

交付金の充当額については、市全体の9月補正の交付金対象事業の総額（7千855万円）に対して、国からの交付限度額（5千133万5千円）の割合で全事業に均等に充当した額となっており、その割合は、およそ65%でございます。

11ページをお願いいたします。

「栗屋学校給食センターおよび住吉学校給食センター調理配送等業務委託料」に係る債務負担行為補正です。

現在、「栗屋学校給食センター」と「住吉学校給食センター」につきましては、それぞれ、令和3年度から令和7年度までの5年間の調理配送業務を民間委託しているところですが、この委託契約が今年度末をもって満了するため、令和8年度以降の新たな契約を締結する必要があることから、「債務負担行為」を追加設定するものです。

期間につきましては、どちらも、令和7年度から令和12年度までとしておりますが、このうち、令和7年度は契約準備行為期間とし、業務委託期間は令和8年度から令和12年度までの5年間としております。

なお、契約金額は総額で、「栗屋学校給食センタ一分」が4億4千939万5千円、「住吉学校給食センタ一分」は3億4千82万5千円を限度額としており、今後につきましては、9月補正予算成立後、条件付き一般競争入札方式により、業者の選定をする予定としております。

なお、12ページの調書につきましては、令和7年度からの期間設定ということで本年度末までの支出見込額はございません。

以上で説明を終わります。

教育長

それでは、この件につきまして、何か質問がございますか。

岡寺委員

小学校及び中学校の一人当たりの金額をもう一度教えてください。

学校給食課長

現在の一人1食あたりの単価は、小学校が275円、中学校が320円です。今回の交付金から小学校25円、中学校30円を補填し、一人1食あたりの単価は、小学校が300円、中学校が350円で運営してまいりたいと考えています。

岡寺委員

保護者負担額は、変更なしということでおよろしいですか。

教育長

保護者負担額に変更はありません。

教育長

ほかにご質問はございませんか。

松田委員

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用は初めてですか。

学校給食課長

初めてです。コロナ禍に別の交付金を活用したことはあります。

松田委員

他市では、すでに活用しているところもあるようですね。

献立や食材の工夫をされ、栄養士等が参加する講習会でも情報交換されていると伺っています。

物価高騰に対して、給食費の値上げはしないのか、給食の質は低下しないのかなど様々な意見がある中で、今回の交付金で少し潤ってくると考えます。

交付金がいつまで続くかわからない中で、その先の見通しとして、給食費の値上がりの可能性はありますか。

学校給食課長

給食費については、現在の金額が妥当かどうかを毎年検証しながら、適切な水準で設定するよう努めています。その中で、給食費の改定についても、今後検討していく必要があると考えています。

松田委員

苦しい部分もあると思いますが、どうしても話題になるのが、献立表も示されており、児童生徒にも目に見えて感じる質の部分です。一方で、給食費の値上げはしてほしくないという保護者も多い中で、交付金の活用は大変良いことだと思いますが、その先の方向性も念頭に置いて、際限なく毎年値上げすることにはならないように工夫していただきたいと思います。

学校給食課長

交付金の活用も含め、質及び量が適切な給食でなければならないと思っています。充実した給食となるよう物価値格動向を踏まえ、適切に検討していきます。

松田委員

生の声を踏まえた意見ですので、よろしくお願ひします。

教育長

ほかいかがでしょうか。

片山委員

11ページの各センターへの調理配達業務委託について、ほかのセンターについてはどのようになっていますか。

学校給食課長

全センターにおいて委託契約期間は5年ですが、センターごとに契約時期が異なるため、この度は栗屋及び住吉学校給食センターについて委託契約をする予定です。

片山委員

限度額となっていますが、下回る可能性がありますか。

学校給食課長

一般競争入札を予定しているため、限度額以下になることが想定されます。

教育長

よろしいでしょうか。それでは、議案第22号を決定いたします。以上をもちまして、秘密会として審議すべき議案は終了しました。

本日の議事日程は以上でございます。

それでは、これをもちまして「令和7年第8回 教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

岡 寺 政 幸 委員 _____

吉 本 妙 子 委員 _____